

川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、障害福祉サービス等事業所・障害者支援施設等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「通所系サービス事業所」とは、生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所をいう。
- (2) 「障害者支援施設等」とは、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。
- (3) 「訪問系サービス事業所」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、就労定着支援、自立生活援助、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援を行う事業所をいう。
- (4) 「短期入所サービス事業所」とは、短期入所を行う事業所をいう。
- (5) 「相談支援事業所」とは、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援及び地域定着支援を行う事業所をいう。
- (6) 「障害福祉サービス等事業所」とは、通所系サービス事業所、障害者支援施設等、訪問系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び相談支援事業所の総称をいう。
- (7) 「行政検査」とは、行政機関によって必要性の判断がなされ実施された、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づく検査をいう。

(補助対象支援)

第3条 この補助金は、次の支援を交付の対象とする。

- (1) 障害福祉サービス等事業所のサービス継続支援
 - ① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉サービス等事業所
※職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る、以下同じ）が発生し、職員が不足した場合を含む。
 - ② 感染者と接触があった者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び障害者支援施設等
 - ③ 感染等の疑いがある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設及び共同生活援助事業所（①、②の場合を除く。）
※一定の要件を含む、具体的な取扱いについては、別紙1に規定する。

- ④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した通所系サービス事業所

※通常形態でのサービス提供が困難であり、休業を行った場合であって感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。）

(2) 障害福祉サービス等事業所との協力支援

- ① (1)の①の連携先の障害福祉サービス等事業所

- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所の連携先の障害福祉サービス等事業所

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、障害福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金のうち別紙2に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体から他の補助金等の交付を受けているものについては、本事業の補助対象とならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別紙2の算定方法により算定する。

2 補助金の額は、前項に定める基準額と前条に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額とする。

(補助金交付の条件)

第6条 補助金の交付後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により、遅くとも補助事業の完了した年度の翌々年度6月30日までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金申請書（様式第2号）により、市長の定める日までにを行うものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 前条の規定による申請があった場合に、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前条の規定による審査により補助金を交付することが適当と認めるときは、川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請事業者に通知するものとする。

3 前条の規定による審査により補助金を交付することが不相当と認めるときは、川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請事業者に通知するものとする

(補助金の交付)

第9条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 交付決定をした事業者が次のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、交付決定を受けたとき。

(2) 交付決定した事業所から文書で取下げがあったとき。

(3) その他、この要綱の規定に違反したと市長が認めるとき。

2 前項の規定による取消しを行った場合は、交付決定をした事業者に対し、速やかに川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 前条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付決定をした事業者にその返還を命じるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年1月15日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月1日から施行し、この要綱による改正後の川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新要綱の規定は、令和3年4月1日以後に支出した対象経費に係る補助金について適用し、同日前に支出した対象経費に係る補助金については、なお従前の例による。

3 令和3年4月1日からこの要綱の施行の日までの間に、この要綱による改正前の川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱(以下「旧要綱」という。)第3条(1)④に規定するサービスを提供した短期入所サービス事業所及び障害者支援施設等(新要綱第3条(1)①及び③に該当するものを除く。)については、新要綱の規定にかかわらず、旧要綱の規定の例により補助金を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年12月19日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

様式第1号

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長

住 所
法人名
代表者

令和 年 月 日付け第 号で決定した川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

1 補助金の交付決定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (要補助金等返還相当額)

金 円

3 添付書類

2の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類 (確定申告の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)

様式第3号

川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金
交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

川口市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金については、下記のとおり交付決定します。

記

1 補助対象事業者

2 交付決定額 金 円

様式第4号

川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金
不交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

川口市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金については、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

1 補助対象事業者

2 理由

様式第5号

川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金
交付決定取消通知書

第 号
令和 年 月 日

様

川口市長 印

令和 年 月 日付け第 号で決定した川口市障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 補助対象事業者

2 交付決定額 金 円

3 理由

別紙 1

本実施要綱第 3 条（1）の③に規定する「感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設又は共同生活援助事業所」に対する助成の扱いは、以下のとおりとする。なお、本実施要綱第 3 条（1）の①、②に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所が自費で検査を実施した場合の費用に対する助成についても、同様に取り扱う。

1 障害者支援施設又は共同生活援助事業所への自費検査費用の助成の考え方

障害者支援施設又は共同生活援助事業所（以下「障害者支援施設等」という。）の入所（居）者には、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクの高い者が含まれている障害者支援施設等における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や、従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取扱うことが想定されることを踏まえて、2 に掲げる要件のもと、助成の対象とする。

2 助成要件

（1）対象サービス種別

障害者支援施設、共同生活援助事業所

（2）対象者及び要件

- ・感染者と同居する職員
- ・面会后、面会に来た家族等が感染者又は感染者と接触のあった者であることが判明した入所（居）者

など、感染が疑われる理由がある者で、以下の①及び②の要件に該当する場合。

① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在する障害者支援施設等

② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

※感染者が確認された場合は、その後の検査が行政検査でおこなわれることを想定しているため、保健所、検診・検査センター又は地域の医療機関から行政検査の対象とないと判断された場合であっても、本事業の対象とならない。

（3）上限額

一人 1 回あたりの補助上限額は 2 万円を限度とする。（ただし、別紙 2 の補助単価の範囲内）

(4) その他

- ① 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮しない、障害者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由を作成し、本事業の申請書と併せて提出することとし、理由書の内容を確認し、必要に応じて保健所等にも問合せの上で適否を判断する
- ③ 感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。